

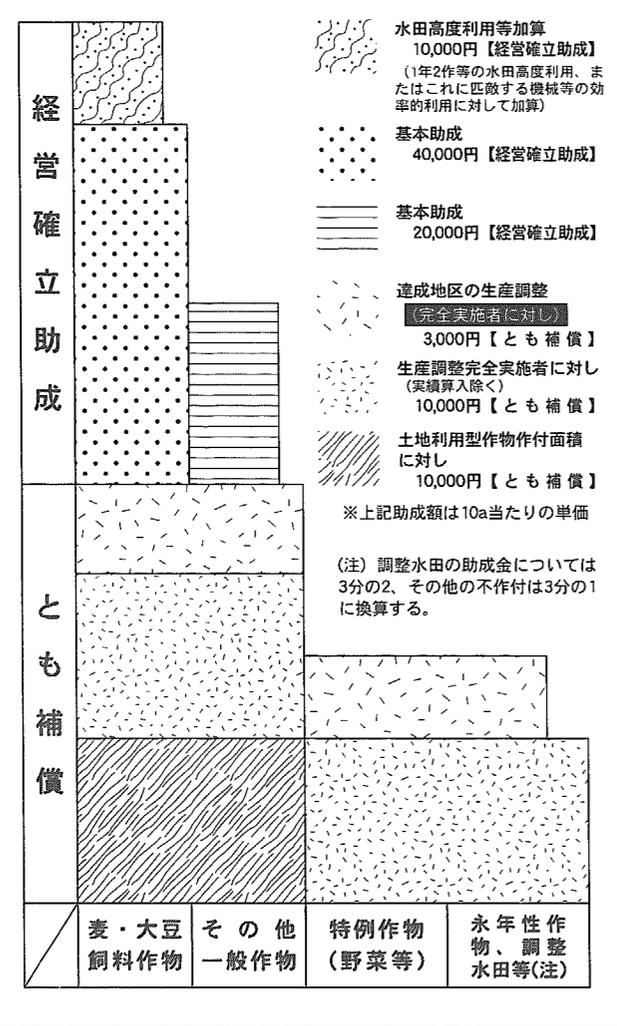
# 水田を中心とした 土地利用型農業活性化対策

## の決定にあたって

既に存在のとおり、政府・与党・関係者の長い議論を経て、新たな対策が決定しました。この対策の大きな柱は、米の計画生産対策と麦・大豆等の本格生産対策です。米は需要に応じて計画的に生産するため、農業者が自分の産地でどれだけ作ればいくらかで売れるかについて認識することが必要です。一方、麦・大豆については、現時点で米と比較して生産性が低いことから、水田を有効活用していかに本格的な生産を行うかが課題です。この二つの柱は相互に関連し合っており、水田を有効活用した麦・大豆等の本格的な生産が進展すれば、米の計画的生産もやりやすくなるという関係にあります。

これまでの配分は「米を作つてほしくない面積」の配分であり、「減反」という後ろ向きイメージである対策を推進する手法であったため、農家にとって非常に迷惑がられ、嫌な思いの連続であったように記憶しています。しかし、新たな対策構築にあたり、感じたことは「米だけでは農業経営は成り立たない」ということを理解、認識してもらうことがこの対策の目的であり、「米を作らないで下さい」とか「米の代わりに野菜を作つ

### 次期対策における助成体系のイメージ



て下さい」というお願いの手法はどうやらないようです。また、世界に目を向けてみると、日本では何年も前から米がダブつていますが、世界市場では絶対量が不足しています。ところが、複雑な政治機構等で簡単に海外へは持ち出せません。このような矛盾は当然のことながら納得できるものではありません。しかし、現実として受け入れ、この先どのように生産活動を続けていくかが経営能力の有無であるように思われます。これまで、米と他作物のバ

ランスは圧倒的に米が有利でしたが、現在ではその相対的位置関係も大きく変わり、米が、いわば一般の作物の世界に近づいてきています。世界に近づいてきています。生産調整未実施者の米は非常に安値で買っている業者も数多くあると聞いており、確実に米をとりまく環境は変化しています。また、転作大豆については、この2年間の緊急対策に取り組み中、単収300kgの大豆をとっているところもあれば、いわゆる「捨て作り」で長期低落傾向の地域もあるという実態などから、栽培条件

の整備(団地化、担い手への土地集積等)、栽培技術等のレベルアップが急務であると実感しています。最後に、今対策をきつかけに今後の農業の在り方、つまり、水田を有効活用した土地利用型農業をどのように展開していくか本気で考えていただきたい。また今回初めて、麦・大豆等の本格的な生産に取り組む土台が整備されたわけであり、この先の取り組みについては、農業経営の流れは大きく変わることと確信しています。

# シリーズ 平成12年4月から介護保険制度が始まります

皆さんの要介護度(結果)は、介護認定審査会で、客観的かつ公平な判定によって決定されます。そこで、今月号は、介護認定審査会及びその後の内容についてお知らせします。

岩室村・分水町・弥彦村の3町村で構成される介護認定審査会は、全体で6班に分けられており、1つの班につき5人の委員で構成され、1班あたり25件ほどの審査を行っています。

この審査会では、申請者の心身の状況などについて、全国一律の調査項目による訪問調査を、コンピュータで判定した一次判定結果に、主治医の意見書と訪問調査時の特記事項などをもとに、公平に審査をしています。

また、「介護認定審査会が多数設置されると、それぞれの審査会で判定が異なるのではないかと心配されている人もいますが、介護認定審査会では、実際の審査に際しては、本人と特定できる情報(名前、住所など)をふせて判定しておりますので、客観的かつ公平な判定を行っています。

この介護認定審査会により2次判定結果が決まります。その後、皆さんにサービスを利用していただくため、手続きについてのお知らせをしますので『認定結果通知書』は、大切に保管してください。

なお、介護サービスについては、4月からサービスを利用していただくこととなりますが、それまでの間、皆さんのご要望に沿った利用計画を作成していただくために、再度、訪問調査(保健婦、ヘルパー等による)をさせていただきます。※ご不明の点は、お気軽に介護保険係までお問い合わせください。



介護認定審査会

その19  
福祉保健課  
☎82-5725

### ゆとりちゃんの介護保険 Q&A

- 認定結果の理由や根拠は教えてくれるの?**
- 認定結果の通知は「認定結果通知書」によって行われますが、通知書には要介護度などの認定結果だけでなく、その結果になった理由が必ず記載されることになっています。認定結果に関して問い合わせ等ありましたら、役場介護保険係までご連絡下さい。また、どうしても認定結果に納得がいかない場合は、各都道府県に設置される介護保険審査会に不服を申し立てることができます。